

ホテルウィングインターナショナル相模原 宿泊約款

第1条 1. 当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で、特約に応ずることができます。

第2条 当ホテルは、次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込が、この約款によらないものであるとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序、若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し、特別の負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により、宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとするものが、泥酔者等で、ほかの宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められたとき。
- (8) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

第3条 当ホテルは、宿泊日に先だつ宿泊の申込（以下「宿泊予約の申込」という。）をお引受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対して、次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の氏名・性別・国籍・職業・住所及び電話番号
- (2) その他当ホテルが必要と認めた事項。

第4条 1. 当ホテルは、宿泊予約の申込みをお引受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間（宿泊期間が3日をこえる場合は3日間）の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。

2. 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残金があれば返還します。

第5条 1. 当ホテルは、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、次に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、団体客（ペイキング・メンバー15名以上のものをいう。以下同じ。）の一部について、宿泊予約の解除があった場合には、そのお引受けした日における宿泊予約人数の10%にあたる人数（端数が出た場合には切り上げる）については、この限りではありません。

- (1) 一般客 イ、宿泊日の前日に解除した場合
宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の20%
ロ、宿泊日当日に解除した場合
宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の100%
(2) 団体客 イ、宿泊の9日前の日から宿泊日の2日前の日までに解除した場合
宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の10%
ロ、宿泊日の前日に解除した場合
宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の20%
ハ、宿泊日当日に解除した場合
宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の100%

2. 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで、宿泊当日の午後10時（あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は、申込者により解除されたものとみなし、処理することがあります。

この場合、第1項に定める違約金として、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の100%を申し受けます。

3. 前項の規定により、解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが、列車・航空機などの公共の運輸機関の不審又は遅延その他、宿泊者の責に帰さない理由であることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

第6条 1. 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には、宿泊予約を解除することができます。

- (1) 第2条第3号から第8号までに該当することとなったとき。
- (2) 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらしい事項が明告されないとき。
- (3) 第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。

2. 当ホテルは、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約について、すでに収受した予約金があれば返還します。

第7条 宿泊者は、宿泊日当日当ホテルのフロント・デスクにおいて、次の事項を当ホテルに登録してください。

- (1) 第3条第1号の事項
- (2) 外国人にあっては、旅券番号、日本上陸及び上陸年月日
- (3) 出発日及び時刻
- (4) その他ホテルが必要と認めた事項

第8条 1. チェックイン・タイム 宿泊者が当ホテルの客室をご利用いただける時刻（チェックイン・タイム）は午後3時以降とします。

2. チェックアウト・タイム 宿泊者が、当ホテルの客室をあけていただく時刻（チェックアウトタイム）は午前10時とします。

3. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて、客室の使用に応ずる場合があります。

この場合においては、つぎに掲げるとおり追加料金を申し受けます。

- (1) 午後1時まで 室料の30%
- (2) 午後3時まで 室料の50%
- (3) 午後3時以降 室料の100%

但し、予約状況など当ホテルの都合により延長のご使用に応じかねる場合があります。

第9条 当ホテルの施設の営業時間は、別紙ホテル案内のとおりとします。

時間及び前項の時間は、臨時に変更することがあります。

第10条 1. 料金の支払いは、通貨又は当ホテルが認めたクレジットカード若しくはクーポン券により、宿泊者の到着の際、又は当ホテルが請求したとき、当ホテルフロント・デスクにおいて行っていただきます。

2. 宿泊者が、客室の使用を開始したのち、任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

宿泊料金以外の料金は、お帰りまでに精算してください。

第11条 宿泊者は、当ホテル内において、当ホテルが定めて当ホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第12条 当ホテルは、お引受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第2条第3号から第8号までに該当することとなったとき。
- (2) 前条の利用規則に従わないとき

第13条 1. 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者がフロント・デスクにおいて宿泊の登録を行ったとき、又は客室に入ったときのうち、いずれか早いときに始まり、宿泊者が出発するため客室を離れたときに終わります。

2. 当ホテルの責に帰すべき理由により、宿泊者に客室の提供ができなくなったときには、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には、客室の提供を継続できなかった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。

第14条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。